



防災・町民サービス拠点としての 新庁舎が完成！

4/20～22 庁舎見学会を行います。
皆さん、是非お越しください。（詳細は6面掲載）



町では、平成16年12月から「災害に強いまちづくり」の一環としての大プロジェクト、新庁舎建設工事を進めてきました。住民の皆さんにもご協力いただき、3月20日に新庁舎が完成し、3月末に建築業者から建物の引き渡しが行われました。
町民の安全を守る防災拠点として、また行政サービスの要として、今まで以上に充実した業務を行ってまいります。

平成18年度予算は、 11.9%減の総額約73億3千万円に

今年の冬は、昨年の暮れから一月にかけて近年に無い厳しい寒さとなり、春の声が待ち望まれるそんな冬となりました。しかし、『冬来たりなば、春遠からじ』と言いますが、町のあちらこちらから春の便りが聞こえはじめ、町政も今月から新たな年度を迎えます。

平成18年度の予算総額は、一般会計・特別会計・企業会計を合わせ、総額73億3,798万円（11.9%減）となっています。昨年度は庁舎建設事業の本体の建設工事がありましたが、今年度は工事が終了しましたので一般会計で22.6%、全体では11.9%の減となっております。町政を取巻く経済情勢は引き続き厳しく、税制改正などにより町税の伸びは見込めるものの、国の行財政改革の影響の見極めが難しく、税源移譲、国庫補助負担金削減、地方交付税改革による影響がどのようになるのかはつきりしたものがつかめない状況にあります。

予算編成にあたりましては、庁舎建設という大きな事業がひと段落しましたので、町民生活に密接な事業を中心に予算を組んでおります。執行にあたりましては、昨年度策定いたしました「松田町第三次行政改革大綱」に基づき、事業執行にあたりましては経費の削減に努めてまいります。町の総合計画21は昨年度5年目の折返し点を迎え、平成18年度から22年度までの後期基本計画を策定しましたので、計画に基づきその実現に向け邁進してまいります。

昨年引き続き、「災害に強いまちづくり」「地域が安心して暮らせるまちづくり」を中心に力を入れた事業を展開しております。庁舎建設事業は最終年度として、駐車場の整備、防災対策として旧庁舎跡地に耐震性貯水槽を設置し、さらに、第一分団詰所の建設、戸別受信機購入費補助の充実を図ってまいります。子育て支援事業としては、小児医療費助成対象を三歳から小学校就学前までに助成対象を拡大、ファミリーサポート事業の実施、健康増進事業として川音川の土手を利用した健康ウォーキングコースの整備、生活基盤整備事業として、町道5号線歩道設置事業、町道寄11号線道路改良工事、本年度から5年間の継続事業として新松田駅南口駅前広場整備事業などを行ってまいります。

今年度も皆さんのご協力の下に、より良いまちづくりを進めてまいります。

平成18年度会計別の予算額

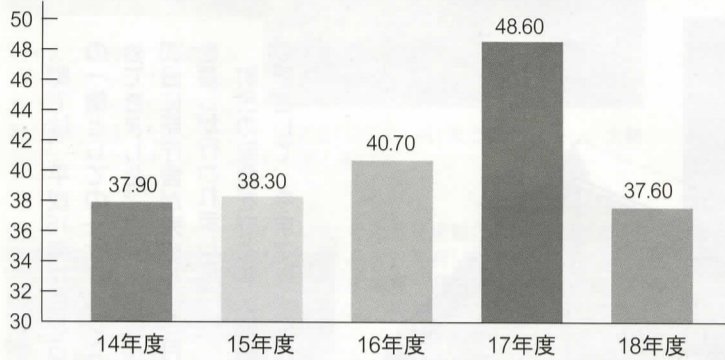
会計別	予算額	前年度対比
一般会計	37億6,000万円	-22.6%
特別会計	33億8,269万円	5.3%
国民健康保険事業特別会計	10億4,893万円	11.8%
国民健康保険診療事業特別会計	9,685万円	15.5%
老人保健特別会計	9億7,661万円	1.5%
寄簡易水道事業特別会計	3,248万円	11.6%
下水道事業特別会計	4億4,230万円	-2.4%
介護保険事業特別会計	7億1,209万円	7.6%
西平畑公園事業特別会計	7,343万円	-13.6%
企業会計	1億9,529万円	-24.5%
上水道事業会計	1億9,529万円	-24.5%
合計	73億3,798万円	-11.9%

平成18年度 予算概要

一般会計予算額は

総額 37億6,000万円

一般会計5か年の当初予算額の推移



3月9日から開催された町議会定例会で、平成18年度予算が可決されましたので、その概要についてお知らせします。平成18年度一般会計の予算は総額37億6,000万円で、庁舎建設事業が山場を越えたため、前年度に比べ22.6%減となりました。税制改正等により、町税の増は見込めるものの、歳入全体を見ると、引き続き厳しい財政状況となっています。

歳入

平成18年度一般会計歳入予算は、町税や譲与税・交付金等の若干の伸びを見込めるものの、実質的な歳入の伸びは見込めず、このため、町ではそれらを補うために減税補てん債や臨時財政対策債といった町債による収入を見込み、歳入の不足を補う形となりました。

国庫支出金
1億5,371万円 (+8.1%)
県支出金
2億89万円 (-16.2%)

国・県からの負担金、補助金、委託金の収入です。国庫支出金は増を見込み、県支出金は減を見込みました。

地方交付税 6億4,000万円 (+3.2%)

制度改正等による交付税額の全体的な落ち込みは見られるものの、前年度までの実績等を勘案し、前年度比3.2%、2,000万円の増となりました。

地方特例交付金
6,500万円 (0.0%)

住民税の減税による町の減収を補うための交付金です。前年度と同額を見込みました。

町債
2億5,660万円 (-63.3%)

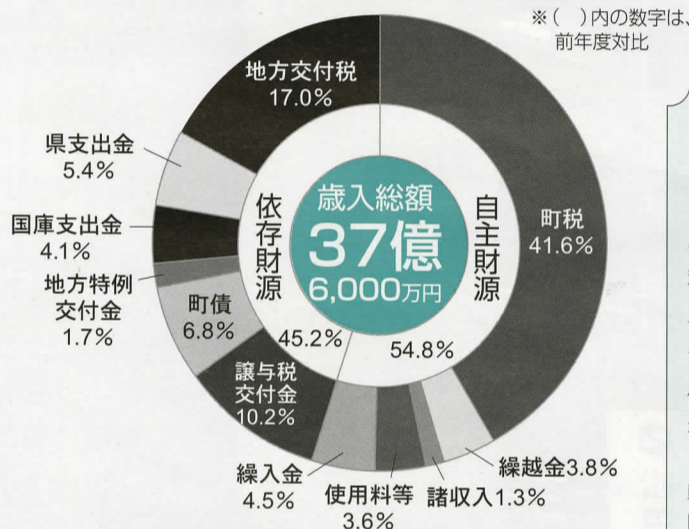
前年度に比べ、63.3%減、4億4,240万円の減となりました。これは、庁舎建設事業債の皆減、減税補てん債・臨時財政対策債の減額を見込んだためです。減税補てん債・臨時財政対策債については、その性格上用途(使い道)の特定はされていません。

減税補てん債	1,900万円 (-36.7%)
臨時財政対策債	2億900万円 (-5.0%)
土木債	1,560万円 (皆増)
消防債	1,300万円 (皆増)

譲与税・交付金
3億8,350万円 (+20.4%)

国・県に納められた税金の一部が交付される収入です。

地方譲与税	1億3,400万円 (+55.8%)
利子割交付金	900万円 (0.0%)
地方消費税交付金	1億2,000万円 (+14.3%)
ゴルフ場利用税交付金	6,500万円 (0.0%)
自動車取得税交付金	4,500万円 (0.0%)
交通安全対策特別交付金	350万円 (0.0%)
配当割交付金	400万円 (+33.3%)
株式等譲渡所得割交付金	300万円 (+50.0%)



町税
15億6,267万円 (+1.9%)

皆さんに、直接町に納めていただく税金です。固定資産税は減となりますが、税制改正の影響等により町民税等は増を見込んだため、町税全体としては前年度比1.9%の増となりました。

個人町民税	6億1,327万円 (+6.1%)
法人町民税	1億1,425万円 (+15.0%)
固定資産税	7億6,905万円 (-3.2%)
軽自動車税	1,593万円 (+4.9%)
町たばこ税	5,017万円 (+7.9%)

繰越金 1億4,350万円 (+5.7%)

諸収入 4,917万円 (+11.1%)

繰入金 1億6,933万円 (-80.6%)

使用料等 1億3,563万円 (-27.9%)

使用料及び手数料	6,565万円 (+2.0%)
分担金及び負担金	3,372万円 (-61.2%)
財産収入	3,616万円 (-2.0%)
寄附金	10万円 (0.0%)

総額 35億7,798万円

特別会計 企業会計 予算額は

一般会計からの繰入金予算額

会計別	繰入金予算額
国民健康保険事業特別会計	9,618万円
国民健康保険診療所事業特別会計	395万円
老人保健特別会計	7,906万円
下水道事業特別会計	2億4,800万円
介護保険事業特別会計	1億3,341万円
西平畑公園事業特別会計	1,497万円
合計	5億7,557万円

特別会計及び企業会計は、一般会計とは会計を区分し、特定の事業を特定の収入(保険料や使用料など)で行うための会計です。町では、国民健康保険事業をはじめ、7つの特別会計と、下水道事業の企業会計、合計8つの会計を一般会計とは別に設置しています。

また、各特別会計では、それぞれの歳入の他、一般会計からの繰入金を見込んでいます(左表を参照)。

国民健康保険事業特別会計
10億4,893万円(前年度対比 +11.8%)

医療技術の高度化や高齢化社会の到来等により、医療費が増加しています。このため、今年度も厳しい財政運営を強いられると予想されます。皆さんに納めていただいています保険料のほか、一般会計からの繰り入れなどにより予算を編成しています。

国民健康保険

診療所事業特別会計

9,685万円(前年度対比 +15.5%)

地域住民の初期医療施設としての機能拡充と施設の改良・改修および医療機器の整備を図り、地域医療を推進します。

歳出

平成18年度一般会計歳出予算は、実質的な歳入の増が見込めず、限られた財源を有効に使うため、平成17年度に策定した「松田町総合計画21後期基本計画」に掲げた事業を中心に、予算編成を行いました。一般会計で実施予定の事業のうち、主な事務事業と投資的的事业を紹介します。
 ☆印は、平成18年度に行う新規事業です。

教育費

5億2,792万円 (-6.0%)

町民1人あたり 4万1,865円

《主な事業》

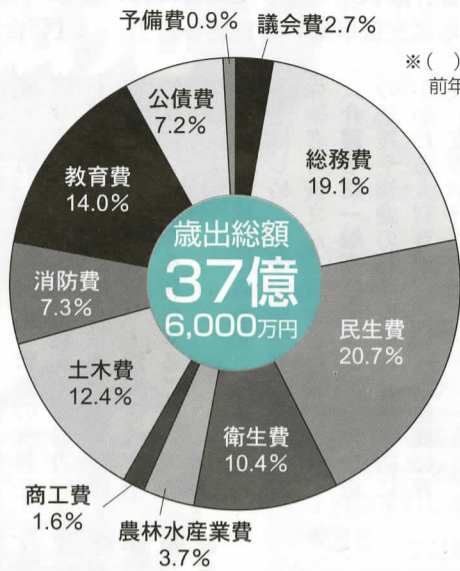
- ☆第一・第二幼稚園創立30周年記念事業
- ☆酒匂川町民親水広場補修事業
- ☆松田小学校ベランダ出入口サッシ改修事業
- ☆松田中学校給食用大型備品購入事業
- ☆寄小学校学習支援者配置事業
- ☆寄中学校校舎改修事業
- 学校警備員配置事業
幼・小・中学校に警備員を配置します。
- 適応指導教室事業
- 国際理解教育振興事業
- 松田小学校介助員配置事業

議会費・その他

4億672万円 (+7.7%)

町民1人あたり 3万2,254円

- 議会費 1億330万円 (-0.3%)
- 公債費 2億7,161万円 (+11.3%)
- 予備費 3,181万円 (+5.2%)



※()内の数字は、前年度対比

町民1人あたりの予算額は、平成18年2月28日現在の住民基本台帳人口12,610人で算出しています。

総務費

7億1,842万円 (-60.5%)

町民1人あたり 5万6,972円

《主な事業》

- 庁舎建設事業 (H16年度~H18年度継続事業)
- 総合行政ネットワーク事業
- 住民情報管理経費
- 住民基本台帳ネットワークシステム管理経費
- 町民との絆を深める広報事業 (広報まつだ・おしらせ号の発行)
- コスモス館管理経費
- 町営住宅再編事業
- 町民文化センター自主事業
- 交通指導隊運営事業
- 放置自転車対策事業

消防費

2億7,481万円 (+20.6%)

町民1人あたり 2万1,793円

《主な事業》

- ☆消防施設整備事業 (第1分団詰所建設工事)
- ☆災害対策施設整備事業 (耐震性貯水槽整備工事)
- 消防団運営事業
- 消防水利整備事業
- 防災資機材等整備事業
- 防災無線管理事業

土木費

4億6,668万円 (-3.8%)

町民1人あたり 3万7,008円

《主な事業》

- ☆町道5号線歩道設置事業
- ☆駅周辺整備事業 (新松田駅南口駅前広場整備事業)
- ☆町道寄11号線道路改良事業
- 生活道路舗装補修事業
- 町道舗装補修事業
- 西平畑公園進入路改良事業

衛生費

3億9,018万円 (+0.5%)

町民1人あたり 3万9,942円

《主な事業》

- ☆健康ウォーキングコース整備事業
- 老人保健事業 ○母子保健事業
- 児童相談事業 ○結核健康診断事業
- 予防接種事業
- 防犯活動事業 ○ごみ減量推進事業
- 環境美化推進事業 ○花とみどりいっぱい事業 ○リサイクル活動団体奨励事業
- 廃棄物収集運搬委託事業
- し尿処理委託事業

民生費

7億7,631万円 (-1.0%)

町民1人あたり 6万1,563円

《主な事業》

- ☆障害者自立支援給付事業
- ☆障害程度区分認定審査事業 (1市5町共同設置)
- ☆小児医療費助成事業
医療費助成の対象年齢を、「小学校就学前まで」に拡大しました。
- ☆学童保育室改修事業
- 高齢者生きがい事業 ○介護予防事業
- 一般福祉施策事業
高齢者の方々に対する生きがいデイサービス事業を実施します。
- 緊急通報システム貸与事業
- 介護保険施設整備助成交付事業
- 障害者福祉計画策定事業
- 障害者地域作業所運営委託事業
- 子育て支援センター・ファミリーサポート事業
新たにファミリー・サポート事業に取り組みます。
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 学童保育運営事業 ○民間保育所運営費

農林水産業費及び商工費

1億9,896万円 (-7.1%)

町民1人あたり 1万5,778円

《主な事業》

- 河内農道整備事業 ○城山農道改良事業 ○有害獣防護柵設置事業 ○松田用水改修事業
- 遊歩道管理経費 ○多目的集会施設管理経費 ○みやま運動広場管理経費
- 水源の森林づくり事業
- 勤労者福祉事業 融資資金を金融機関に預託します。
- 桜植栽事業 ○商工振興対策事業 ○町商工振興会運営費補助事業 ○町観光協会補助事業
- 観光宣伝事業

老人保健特別会計

9億7,661万円 (前年度対比 +11.5%)

高齢化に伴う老人保健制度対象者に対応した予算編成をしております。

寄筒易水道事業特別会計

3,248万円 (前年度対比 +11.6%)

寄地区の簡易水道に要する経費で、給水管整備工事を順次進めるほか、供給水量の安定化を図るため、地下水電気探査業務を委託します。

下水道事業特別会計

4億4,230万円 (前年度対比 +2.4%)

生活環境の向上と河川環境の保全に向け昭和55年度より公共下水道事業計画に基づき整備を進めています。平成17年度までの公共下水道の整備率は、見込みで全体計画面積の85.0%、接続率は、86.1%となる予定です。今年度は9,000万円の事業費を投じ、3.45ヘクタールを整備する予定です。

介護保険事業特別会計

7億1,209万円 (前年度対比 +7.6%)

第三期(平成18年度~20年度)の介護保険事業計画に基づき、事業を実施してまいります。予算は前年度比7.6%増となっておりますが、これは介護保険制度の浸透により居宅介護サービスの利用が増大し、第二期(平成15年度~17年度)の給付実績増を反映した予算となっております。

西平畑公園事業特別会計

7,343万円 (前年度対比 +13.6%)

平成5年の開園以来多くの人に親しまれ、県内はもとより首都圏各地から多くの人が訪れています。集客力を高めるため積極的にPR活動を進め、イベント等も実施します。

歳出は、経常的経費の削減に努め、食堂や売店の運営、ふるさと鉄道や駐車場の管理委託などを中心に計上しています。

上水道事業会計

1億9,529万円 (前年度対比 +24.5%)

「安全でおいしい水の安定供給」に向け、老朽化した配水管の布設替工事等を実施します。その他下水道事業と併せた配水管の整備を行います。

シリーズ介護保険 第2回

住み慣れた地域で、高齢者自身を主役とした介護予防等を推進します

4月より 地域支援事業スタート! ①

「住み慣れた町で、できる限り自分の力で活動的な生涯を送りたい。」
住民の皆さんの願いを現実のものとするために、要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図ると共に、要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるように支援することを目的として「地域支援事業」を実施します。 【問合せ】保健福祉課 ☎83-1226



地域支援事業・3つの柱

① 介護予防事業

町では、従来から取り組んできた介護予防事業を再編し、口腔機能の向上などを追加して、介護予防への積極的な取り組みを行ってまいります。(従来から行ってきた介護予防の効果については、広報5月号に掲載します。)

対象者の状態によって、次の2つの事業を実施します。

○要支援、要介護になるおそれの高い虚弱な状態にある高齢者の方を対象とします。

(介護予防特定高齢者事業) 生活機能の改善に向けた通所または訪問のサービスを利用することにより、要介護状態の予防、重度化防止、状態の改善を図ります。運動器の機能向上(筋力向上、転倒防止など)、栄養改善、口腔機能向上や閉じこもり・認知症等の予防プログラム等を利用することができ

ます。
○活動的な状態にある元気な高齢者の方をはじめ、全ての高齢者、第1号被保険者の皆さんを対象とします。

(介護予防一般高齢者事業) 介護予防の意義や知識の普及啓発、介護予防にかかわる人材育成、地域活動組織の育成・支援が行われます。

② 包括的支援事業
○介護予防ケアマネジメント事業(地域支援事業の介護予防事業や新予防給付に関する介護予防ケアマネジメントなど)

○総合相談・支援事業(地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整など)

○権利擁護事業(虐待の防止、虐待の早期発見など)

○包括的・継続的マネジメント支援事業(支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなど)

これらの事業は、地域包括支援センターによって行われます。

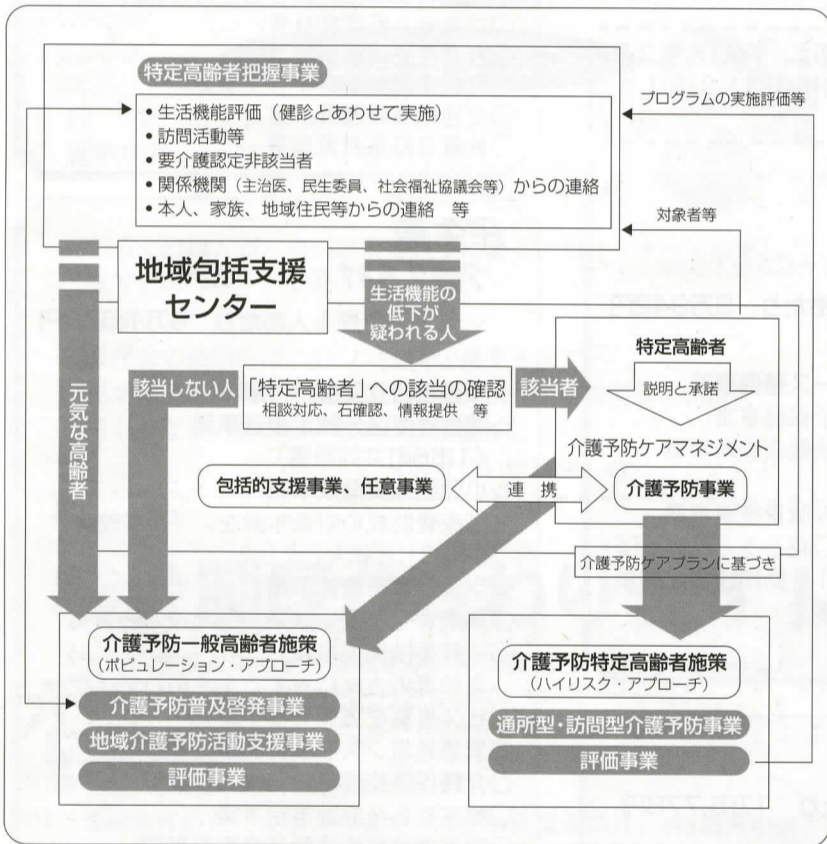
- ③ 任意事業
○家族介護支援事業
○成年後見制度利用支援事業
○地域自立生活支援事業 など

地域包括支援センター開設

「地域包括支援センター」は、介護保険法上に位置づけられた機関で、地域支援事業のうちの包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点です。4月から町保健福祉課に設置されます。地域の住民の心身の健康の保持・生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

事業の実施は、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員によって担われることとなりますが、三職種が協働することにより、各種制度を活用した、多面的で包括的な支援事業を総合的に実施していくこととなります。

地域支援事業の流れ 生活機能低下の早期把握を目指して



また、相談機能を充実させて、体調が気になる高齢者本人・家族からの連絡、基本健康診査(介護予防健診)等でも生活機能チェックを行い、特に介護予防の必要度が高い特定高齢者の方を把握してまいります。そして、対象高齢者の状態をチェックし、介護予防の効果が見込めるかどうか、地域支援事業の介護予防事業を利用するか等の判断を加え、地域包括支援センターでのケアマネジメント等を経て、利用者の状態別のサービス利用につなげます。地域包括支援センターが主体となって、介護予防事業とも一体的に実施してまいります。

介護報酬が改定されます

介護報酬全体では、0.5%引き下げられますが、基本的な視点は次のとおりです。

- ① 中重度者への支援強化
② 介護予防、リハビリテーションの推進
③ 地域包括ケア、認知症ケアの確立
④ サービスの質の向上
⑤ 医療と介護の機能分担・連携の明確化

平成18年度からの支給限度額、新しい予防給付が導入されるのに伴って、保険給付の対象となる「居宅サービス」の支給限度額が次のように変わります。

居宅サービスの支給限度額

Table with columns for 'Current' (現行) and 'Revised' (改定後) limits for various care levels (要介護度).

※平成18年4月1日以前に、「要支援」と認定されている方は、現に受けている要支援認定の有効期間内(満了日が、平成18年4月末日/平成19年2月末日)は「経過的要介護」となります。

新しい「介護保険被保険者証」を発送します

介護保険被保険者証の有効期間が3月31日で満了になりますが、10月にお知らせしたとおり、被保険者証そのものには、有効期間がなくなりました。(※要介護認定の有効期間はあります。)新しい被保険者証を4月に発送しますので、確認してください。新しい被保険者証が届くまでは、従来のものをご利用ください。対象者は、65歳以上の第1号被保険者と、40~64歳までの第2号被保険者のうち要介護・要支援の認定を受けている方です。

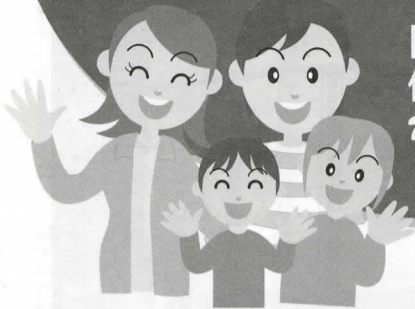
なお、お手持ちの旧被保険者証は、新しい被保険者証が届きましたら、役場保健福祉課、保健センター、コスモス館、寄出張所などに設置してある回収箱へ返却をお願いします。 問合せ:保健福祉課 ☎83-1226

改定後の施設サービス費用の目安(1か月・30日)

Table showing estimated facility service fees for different care levels (要介護度).

※「要支援1・2」「経過的要介護」の方は利用できません。

町支援制度をさらに拡充!



【問合せ】
保健福祉課子育て支援班
☎83-1226

保育所保育料を改定します



保育料に必要な費用は、国・県・町の補助金のほか、園児の保護者の皆さんに負担していただいています。保育料については、国が定める保育所徴収金基準額と保護者の負担軽減などを勘案しながら各市町村でその額を決定しています。この4月から、他市町との均衡を図るため、次のとおり保育料を改定します。

〈松田町保育所保育料金表〉

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		新保育料（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	0円	
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	6,300円	4,200円	4,200円
第3	町民税課税世帯	13,600円	11,500円	11,500円	
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円未満	20,400円	18,300円	18,300円
		30,000円以上64,000円未満	21,000円	18,900円	18,700円
第5	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上112,000円未満	30,200円	28,200円	22,800円
		112,000円以上160,000円未満	31,100円	29,000円	24,000円
第6	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	160,000円以上242,000円未満	40,200円	35,400円	26,800円
		242,000円以上324,000円未満	41,400円	35,500円	26,900円
		324,000円以上408,000円未満	42,700円	35,600円	27,000円
第7	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	408,000円以上502,000円未満	52,800円	35,700円	29,000円
		502,000円以上600,000円未満	54,400円	35,800円	29,100円
		600,000円以上	56,000円	35,900円	29,200円
第2	母子世帯等及び在宅障害児(者)がいる世帯	町民税非課税世帯	0円	0円	0円
第3	町民税課税世帯	12,900円	10,800円	10,800円	

※上記の保育料表は、町条例の保育所徴収金額基準額に定める額の100分の70に相当する額になっています。

児童手当の対象が「小学校6年生まで」に拡大 所得制限も引き上げ

児童手当の支給対象が、これまでの「小学校3年生まで」から、「小学校6年生まで」に拡大されます。また、所得制限も引き上げられます。

○支給を受けるには・・・

児童手当は、養育者からの申請がないと受給することができません。該当する方には、4月中に申請書等の必要書類を送付します。5月19日（金）までに、子育て支援班に提出してください。申請されると、手当は4月分までさかのぼって支給されます。

◆新たに児童手当の該当となる方

小学校4年生（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）のお子さんがある保護者	継続受給となるため、特に手続きをする必要はありません。
小学校5年生または6年生（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）のお子さんがある保護者	申請が必要です。
今まで、所得制限により児童手当を受給していない保護者	所得制限の引き上げ（下表参照）により、新たに受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は申請が必要です。

◆新所得制限限度額

扶養親族等の人数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金等加入者）
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円
4人	620万円	692万円
5人以上	扶養が1人増すごとに38万円加算	

小児医療費助成の対象が「小学校就学前まで」に拡大

町では、子育て支援策として、小児医療費助成の対象を拡大します。今までの対象に加え、新たに3歳から小学校就学前までのお子さんの通院について、4月～3月までにかかった医療費につき1万円まで助成します。

		0～2歳	3歳～小学校就学前	小学校1年生～中学校3年生
平成18年3月まで	通院	斜線		
	入院	斜線	斜線	斜線
平成18年4月から	通院	斜線	点線	
	入院	斜線	斜線	斜線
お子さんが医療機関にかかった場合		医療機関の窓口にて、小児医療証を提示。医療費の支払いはありません。	①医療機関の窓口では医療費を支払います。 ②医療機関で支払った時の領収書等を役場に提出（申請）します。 ③後日、口座へ振り込まれます。	
所得制限の有無		なし（全員対象）	あり（児童手当の所得制限と同じ）	

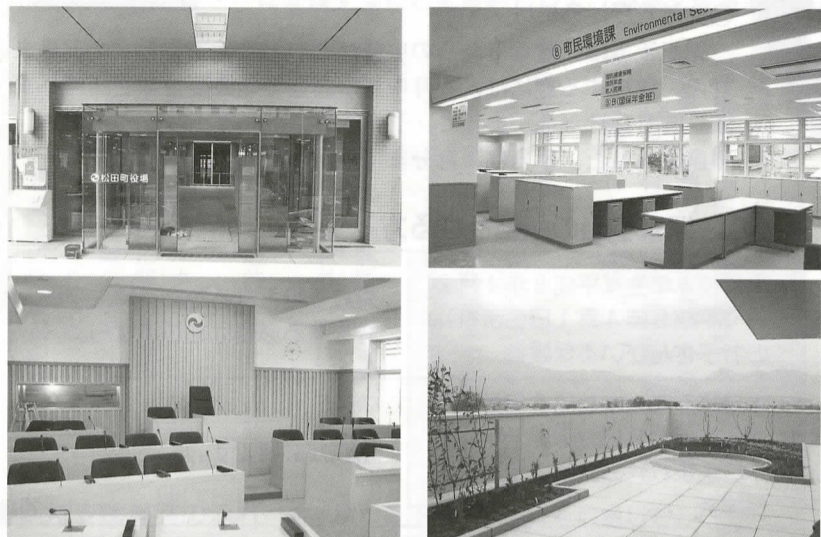
斜線：今までの助成対象部分

点線：対象年齢拡大部分
※1人のお子さんにつき1万円まで/1年度（所得制限あり）
※平成18年4月1日以降の診療分が対象です。支払った医療費の領収書は申請に必要ですので、大切に保管してください。

新庁舎完成に伴う 庁舎見学会を開催します！

庁舎の移転に先立ち、住民の皆さんを対象とした「庁舎見学会」を実施します。見学方法は下記のとおりですので、ぜひご覧ください。

なお、新庁舎での業務は、ゴールデンウィーク明けの5月8日からとなります。



< 庁舎見学会 >

日時 4月20日(木)～22日(土) 10:00～16:00

見学方法 新庁舎入口で、見学用パンフレットを配布しますので、自由にご見学ください。

○22日(土)は、新庁舎の設計事務所による質問コーナーを用意します。

○事前の申し込みは、必要ありません。

○見学会の時間内は、いつでも入退場できます。

○見学用の駐車場はありませんので、公共交通機関等の利用にご協力ください。また、飲食はご遠慮ください。

【問合せ】庶務課 ☎83-1221



年金制度が変わります！

国民年金などの年金制度改正が、順次実施されます。この4月からの主な改正点は、次のとおりです。

国民年金

●4月から保険料額が改正に

この4月から、来年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げとなり、月額13,860円となります。国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられ、最終的に月額16,900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。

年金の給付

●平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引き下げとなります。

平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払(4月および5月分)から年金額が変更となります。

●障害基礎年金と老齢厚生年金が併せて受給可能に

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて、併せて受給(併給)することができるようになります。

なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

【問合せ】

ねんきんダイヤル (年金被保険者の方) ☎0570-05-1165
(年金を受給されている方) ☎0570-07-1165

または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターまでどうぞ。
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>



総容量

「30m³」

上茶屋配水池完成

【問合せ】公営事業課 ☎83-1227

町では、安心して飲むことができる安全な「水」を、住民の皆さんの元へ安定してお届けするために、水質管理、水道管の整備、配水池の築造・改修等を行っています。

この度、配水池本体の老朽化に伴い、新たに築造してきた「上茶屋配水池」が完成しました。町道25号線沿いにある「旧上茶屋配水池」に隣接する場所に設置され、総容量はこれまでの3立方メートルから30立方メートルと大幅に拡大しました。水源は、これまでと同じ中河原水源の深さ60メートルの井戸水です。上茶屋地区において、飲料水や災害時の給水などに安定した水量が確保されたこととなります。新たに消火栓2基を設置し、防災面の充実も図っています。本体工事、配水管布設工事の完成に続く水質検査の完了を経て、今月中に供用開始となる予定です。

今後も皆さんに安全な水を安定的に供給できるように水道事業を行ってまいります。

私たちの生活に還元されています！ 宝くじ助成 西平畑公園内にツツジ植栽

【問合せ】建設課 ☎84-1332



西平畑公園の遊歩道脇に、ツツジが植栽されました。

サマービション宝くじや、年末ジャンボ宝くじなど、当るのを楽しみに購入されている方も多いことでしょう。このように、皆さんが県内で購入した宝くじの売り上げの一部が、助成金として地域に還元されていることをご存じですか。

町では、この財団法人自治総合センター自治宝くじ緑化推進コミュニティ助成を活用し、松田山・西平畑公園内400平方メートルに、オオムラサキツツジ、ヒラドツツジ2,000本を植栽しました。2月には桜、6月・10月にはハーブ、12月にはイルミネーションと年間を通じて、多くの皆さんに親しんでいただける公園になっていきます。さらに、四季折々に楽しむことができるツツジ類を植栽することで、より一層の地域交流の場として活用していただけるかと考えています。

新緑の季節、ツツジもきれいな花を咲かせます。西平畑公園へお出かけの際は、ぜひご覧になってください。

図書館 だより



今月の行事

開館時間 9:30~17:00
 休館日 毎週月曜日
 おはなし会 4日、11日、18日の火曜日
 寄出張所図書館 月~金曜日13:30~16:00

図書館の本もリクエストして借りることができます。貸出期間、冊数は図書館の規則と同じ2週間、5冊まで。

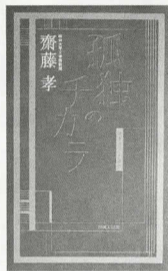
新着図書

一般書

- | | |
|------------------------|-------|
| 「宙ぶらん」 | 伊集院静 |
| 「おそめ」 | 石井妙子 |
| 「アジ玉」 | 黒川あづさ |
| 「タイガー&ドラゴン」 | 宮藤官九郎 |
| 「わたしの天国でまた会いましょうね」 | ツァヘルト |
| 「のだめカンタービレ」ピアノ曲 | |
| 「40翼ふたたび」 | 石田衣良 |
| 「シュヴァイツァーの仕事」 | 長蘭安浩 |
| 「ヴァニティ」 | 清水博子 |
| 「絵本からうまれたおいしいレシピ3」 | 宝島社編 |
| 「翻訳家じゃなくてカレー屋になるはずだった」 | 金原瑞人 |

今月の1冊

「孤独のチカラ」 斎藤孝 著
 自分を徹底的に磨く。勝負をかける。そのための孤独は力になる。



児童書

- | | |
|--------------------|-------|
| 「13歳からの『環境問題』入門」 | 吉田祐夫 |
| 「ポイズン」上下 | ウディング |
| 「奇怪変身おめん屋」 | 越水利江子 |
| 「リサイクル コリンはエコ戦士」 | マカーイ |
| 「偉大な芸術家に教わる絵の描きかた」 | レイシー |
| 「カペリートのまほう」 | パストール |
| 「ヘンリーのしごと」 | ジョンソン |

今月の1冊

「なりました」 内田麟太郎 作
 子どもだけでも読める絵本。単純な筋なのになぜかおもしろい。

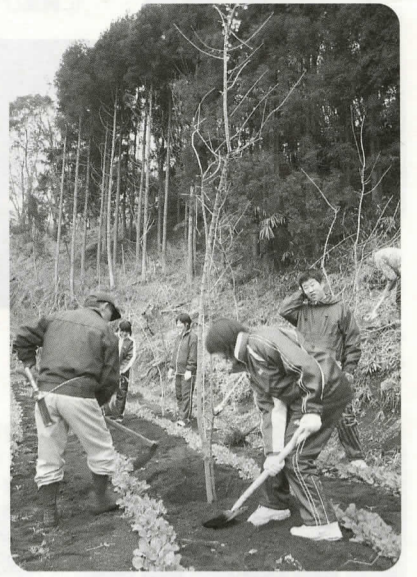


* 新着図書の予約、展示は1~7日から、貸出は8日からです。今月の200冊の抜粋です。
 * 住所など登録した内容に変更があった場合はご連絡ください。
 * 雑誌リサイクル「アサヒカメラ」「ウィズ」「いい旅」「ウォーキング」を1日・15日に分けて出します。

卒業記念に花木植栽~寄中学校卒業生

【問合せ】産業観光課 ☎83-1228

2月24日(金)に、今春寄中学校を卒業した3年生(25名)が、中学校を見渡せる宇津茂地内に、寄自然休養村運営協議会役員と農業委員、生産森林組合員の方々に指導を受けながら、卒業記念としてロウバイを植栽しました。これは、町の委託を受けた寄自然休養村運営協議会の事業として実施されました。寄地区では、イノシシやシカなどの獣害により、耕作が放棄された農地や手入れがされない山林が増えつつあります。そこで、地元農業委員や宇津茂生産森林組合が人里から目につくところだけでもと開墾し、昨年はコスモスの種をまきました。今回は、「植栽地が水源涵養林にもなるように」との願いも込めての植栽となりました。植栽されたのは、樹高2.5メートルのロウバイ250本。ロウバイは冬に香り高い花をつけるもので、大きな苗を購入したため、今年の冬にはきれいな花を楽しむことができそうです。



スポーツ大会結果

(敬称略)

月日	場所	結果
1月21日(土)	松田警察署武道場	松田警察署少年柔道大会
2月19日(日)	大井町総合体育館柔道場	第16回学年別選手権大会

月日	場所	結果
3月5日(日)	松田町体育館	第27回松田町体育協会会長杯争奪オープン卓球大会

月日	場所	結果
3月5日(日)	松田町体育館	男子28チーム、女子18チーム 計92名

月日	場所	結果
3月5日(日)	松田町体育館	男子1部
3月5日(日)	松田町体育館	女子1部

平成18年度 固定資産課税台帳の閲覧 および土地・家屋価格等の縦覧

納税義務者の方が、自己の資産を確認できるように台帳の閲覧を、また他の土地や家屋と比較して評価が適当額であるかどうかを判断できるように、帳簿の縦覧を行うことができます。

期間 4月3日(月)~5月31日(水)
 ※ただし、土・日・祝日は除く。

時間 8:30~17:15

場所 税務課窓口

費用 無料

備考 ○身分が確認できる書類等の提示をお願いすることがありますので、ご了承ください。
 ○縦覧には、印鑑が必要です。

【問合せ】 税務課資産税班 ☎83-1224

春の全国交通安全運動

4月6日(木)~15日(土)



今年も4月6日(木)~15日(土)の10日間、春の全国交通安全運動を実施します。春の運動では、新入学児童の皆さんに交通规则を理解し交通マナーを身に付けてもらうこと、また急激に進行する高齢化社会に対応するため「子どもと高齢者の交通事故防止」を重点課題としています。

期間中は、交通指導隊員を始めとする方々が、町内各地区で街頭に立ち、交通安全の呼びかけ等を行います。

新生活が始まる方も多いこの季節。慌てず気持ちを落ち着けて、交通安全ルールを守り、事故なく過ごしましょう。

【問合せ】 庶務課防災交通班
 ☎83-1221



カメラレポート



▲2月27日(月)、寄小学校でNHK横浜放送局による放送体験が行われました。子どもたちは、実際にテレビカメラで撮影を行ったり、アナウンサーとして天気予報の原稿を読んだり、初めての体験に緊張しながらも、楽しく放送の仕組みを学んでいました。

▶3月6日(月)、姉妹町・千葉県光町が来庁し、新庁舎完成のお祝いにと「国指定文化財・鬼来迎」の版画が贈られました。光町は、3月27日に隣町・横芝町と合併し、新町「横芝光町」として新たなスタートを切りました。



▶3月13日(月)、学校交流活動の一環として、松田小学校ダブルダッチクラブの4～6年生(25名)が、第一幼稚園で園児を前に縄跳びの演技を披露しました。お兄さん・お姉さんたちの素晴らしい技の数々に、園児たち大興奮!最後は、一緒に縄跳びを楽しみました。



▲3月15日(水)、満月が富士山山頂に沈む「パール富士」が見られました。(撮影・松田山山頂付近より)

◀先月号掲載の「陶器製外部ルーバー」写真に誤りがありました。庁舎東・西側の窓に取り付けられた、横長の棒状のものが正式なルーバーで、日差しをさえぎり隙間から光や風を通す「すだれ」のような役目を果たします。
※庁舎完成により、「庁舎建設レポート」は終了となります。



▲*まつだ桜まつり風景*
8回目となった「まつだ桜まつり」。今年は厳冬の影響で開花が遅れたこともあり、3月21日(火・祝)まで期間延長し、大勢の来客で賑わいました。来年もお楽しみに!



西平畑公園の催し物

休園日 3.10.17.24日
開園時間 9:00~17:00

ハーブ館工芸教室(予約制) ※休館日 3.10.17.24日
☎ 85-1177・FAX 85-1176 開館時間9:30~17:00

開催時間 各教室共10時~

①定期教室:バラのガーランド

バラ、ニゲラ、デイジーなどのドライフラワーと小枝を使った作品です。

費用 3,500円(税込)

②アロマ教室:香りを楽しむ

費用 2,500円(税込)

③ラタン教室:初心者向き①

費用 2,000円(税込)

④蔓編み教室:自然の蔦を使って

費用 3,500円(軽食付き 税込)

⑤陶芸教室:初めてTry!

費用 3,600円(軽食付き 税込)

⑥ネイチャー教室:彩り染めとドライ

費用 3,000円(税込)

<4月の各種教室開催スケジュール>

Table with 7 columns (Month, Day) and 4 rows of dates, color-coded by activity.

左記の同色わくの催しと照らしあわせてください。

自然館 ※休館日 3.10.11.17.18.24日 ☎・FAX 82-7345

Table for Natural Museum events with columns for Date, Event Name, and Time.

○今月の自然 ~かすみ~
春になると、地表も日増しに暖かくなります。地上付近の空気は暖められ、熱対流が起きて地上のちり(ほこりや花粉など)が空気中に運ばれ、水分を吸って体積を増し、太陽の光線を防げる様子が「かすみ」です。

子どもの館 ※休館日 3.10.17.24.28日 ☎・FAX 82-9869

Table for Children's Center events with columns for Date, Event Name, Time, and Participation.

相談(◆は受付時間)

- 法律 ◆9:00~11:00 6日(木) 町民文化センター (開館8:30) ※先着6名まで
人権・行政 ◆10:00~12:00 14日(金) 町民文化センター第2学習室

保健(時間は受付時間)

- すくすく育児相談 4日(火) 9:30~10:30 保健センター
ポリオ予防接種 14日(金)13:00~13:20 26日(水)13:00~13:20 保健センター
3~4か月児健康診査・BCG 12日(水)13:00~13:15 保健センター
3歳児健康診査 19日(水)12:50~13:15 保健センター
2歳児歯科健診 28日(金)13:00~13:20 保健センター

納税

国民健康保険税(随時2期) 5月1日(月)
【問合せ】 国保年金班 ☎83-1225
※税金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

人口と世帯数

Table showing population and household statistics for March 1st.

戸籍の窓

2月16日から3月15日まで受け付けた方 ※掲載承諾者のみ(敬称略)

お誕生おめでとう

Table listing newborns with columns for Name, Guardian, and Address.

お悔やみ申し上げます

Table listing deceased individuals with columns for Name, Age, and Address.

水道修理当番表

Table showing water utility repair duty schedules.